

第6章 健康被害の補償と予防

第1節 公害健康被害対策	120
1. 被害者救済対策の経過	120
2. 被認定者数の状況	123
3. 補償給付の支給状況	125
4. 公害保健福祉事業等	126
第2節 健康被害の予防	127
1. 健康被害予防事業	127
2. 事業の内容	127
第3節 費用負担	128
1. 公害健康被害者の補償費用	128
2. 健康被害予防事業の実施費用	129

第1節 公害健康被害対策

1. 被害者救済対策の経過

コンビナートが本格的に稼働を始めた昭和35年頃から「四日市ぜんそく」と呼ばれる閉塞性呼吸器疾患が塩浜地区等の住民の間で訴えられるようになり、大きな社会問題としてクローズアップされ始めた。

市では、国・県・関係各機関の協力を得て疫学的調査を行い、「大気汚染との関連の可能性が考えられる」との調査結果をもとに、昭和40年5月全国に先がけて大気汚染による健康被害者を救済するため公害関係医療審査会を設置し、被認定者に医療給付（自己負担金の市費負担）を実施した。

続いて、国において昭和45年2月に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され、社会保障制度の補完的な制度として医療費等の給付が行われた。しかし、この救済制度においては、公害健康被害者の生活補償についての措置が講じられていなかった。

四日市公害訴訟判決（昭和47年7月24日）後の昭和48年9月コンビナート企業の出資による四日市公害対策協力財団が設立され、これまでの医療費のほかに健康被害者の生活安定を図るため、生活安定費、死亡弔慰金、一時金及び年金の給付が行われるようになった。昭和49年9月からは「公害健康被害補償法」が施行され、療養費、障害補償費、遺族補償費等の補償給付が行われ、健康被害者の救済がより一層充実されることになった。その結果、四日市公害対策協力財団は、同法による給付等の事業にその殆どの事業が吸収され、法との差が生じている一部の事業に限って継続実施してきたが、昭和53年3月末をもって法との差も概ね解消し解散した。

同補償法には、公害健康被害者の健康回復を目的とした公害保健福祉事業が加えられ、本市では、昭和50年7月四日市市公害健康被害者等療養運営委員会を設置し、転地療養、日帰りリハビリテーション、水泳訓練、保健師による家庭療養指導等の事業を行っている。また、昭和54年4月、市内久保田二丁目に健康回復と公害保健福祉の推進を図るため「市立公害健康被害者みたき保養所」を設立し、リハビリテーション教室を実施してきた。

一方、国においては大気汚染の状況が改善傾向にあるとして、昭和63年3月1日から「公害健康被害の補償等に関する法律」が施行され、全国41指定地域のすべてが解除された。

法律の改正が行われた現在、すでに認定を受けている健康被害者に対する補償と救済を続けるとともに、幼児を対象としたアレルギー健診や地域住民を対象としたぜん息予防に関する講演会などの健康被害予防事業を行っている。

市の救済制度（昭和40年5月～45年1月）

区 分 期 間	申 請	認 定	死 亡	取 消	年度末現 在患 者 数
40年5月～41年3月末	222	208	1	4	203
41年4月～42年3月末	189	179	6	23	353
42年4月～43年3月末	149	134	9	79	399
43年4月～44年3月末	102	93	10	76	406
44年4月～45年1月末	124	118	5	55	464
昭和40年5月 ～ 昭和45年1月	786	732	31	237	464

特別措置法の救済制度（昭和45年2月～49年8月）

区 分 期 間	申 請	認 定	死 亡	辞 退	年度末現 在患 者 数
45年2月特別措置法施行 時	440(24)	440(24)	-	-	-
45年2月	13(-)	13(-)	1(-)	0(-)	452(24)
45年3月～46年2月末	185(-)	185(-)	12(1)	1(-)	624(23)
46年3月～47年2月末	200(-)	195(-)	14(-)	0(-)	805(23)
47年3月～48年2月末	205(-)	182(-)	17(-)	15(-)	955(23)
48年3月～49年2月末	125(8)	94(8)	19(-)	11(11)	1,019(20)
49年3月～49年8月末	44(2)	30(2)	7(-)	0(8)	1,042(14)
昭和45年2月 ～ 昭和49年8月	1,212(34)	1,139(34)	70(1)	27(19)	1,042(14)

()内は市単独被認定者数

公害健康被害の補償等に関する法律の救済制度（昭和49年9月から昭和56年度まで）

区 分 年 度	申 請	認 定	死 亡	辞退等	年 度 末 被認定者数
49年9月補償法施行時	1,042(14)	1,042(14)	-	-	-
49年度	96	75	20	10	1,087(14)
50 "	108	81	18	10(3)	1,140(11)
51 "	75	67	30	70(1)	1,107(10)
52 "	49	38	17	114	1,014(10)
53 "	36	33	18	23(2)	1,006(8)
54 "	45	42	31	32	985(8)
55 "	28	25	33	52(1)	925(7)
56 "	18	16	27	11(7)	903

公害健康被害の補償等に関する法律の救済制度（昭和 57 年度から）

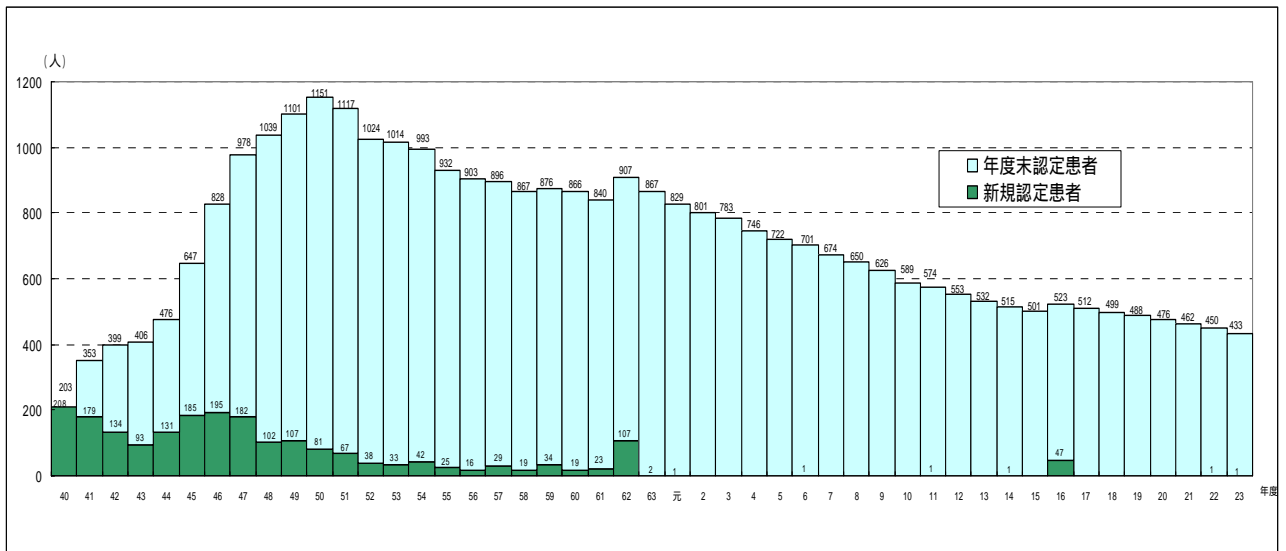
年 度 \ 区 分	申 請	認 定	死 亡	辞 退 等	年 度 末 被 認 定 者 数
57 "	30	29	23	13	896
58 "	21	19	29	19	867
59 "	34	34	22	3	876
60 "	20	19	21	8	866
61 年度	23	23	37	12	840
62 "	110	107	29	11	907
63 "	-	2	32	10	867
元 "	-	1	34	5	829
2 "	-	-	26	2	801
3 "	-	-	15	3	783
4 "	-	-	32	5	746
5 "	-	-	22	2	722
6 "	-	1	22		701
7 "	-	-	20	7	674
8 "	-	-	19	5	650
9 "	-	-	19	5	626
10 "	-	-	33	4	589
11 "	-	1	15	1	574
12 "	-	-	20	1	553
13 "	-	-	18	3	532
14 "	-	1	16	2	515
15 "	-	-	13	1	501
16 "	-	47	18	7	523
17 "	-	-	10	1	512
18 "	-	-	12	1	499
19 "	-	-	11	-	488
20 "	-	-	12	-	476
21 "	-	-	12	2	462
22 "	-	1	13	-	450
23 "		1	17	1	433

（注）辞退等とは、辞退・更新未申請・更新否・転出者をいう。（ ）内は市単独被認定者数

昭和 40 年 5 月から続けられていた四日市市単独による公害健康被害者の救済は、
昭和 57 年 3 月末日をもって終了した。

昭和 63 年度以降の認定は転入者のみ。平成 16 年度の認定は、楠町との合併による。

被認定者数の年度末推移

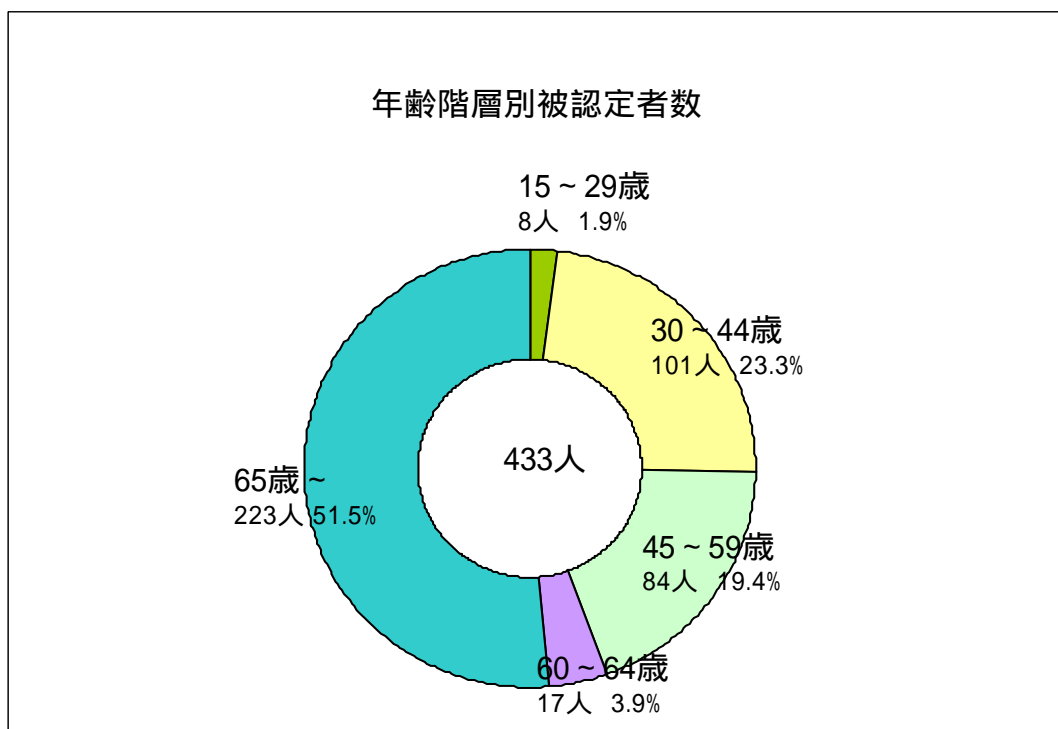


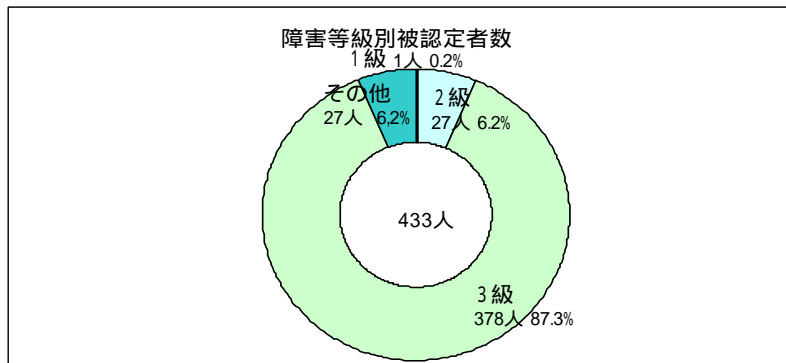
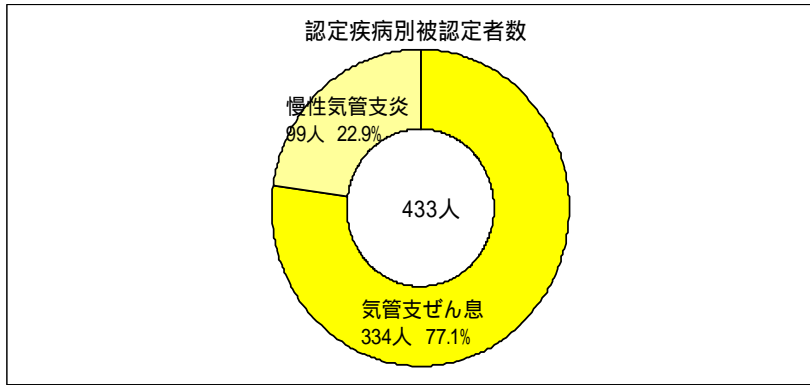
2. 被認定者数の状況

(平成24年3月31日現在、特別救済措置要領対象者を含む)

被認定者の状況をグラフで表した。年齢別では65歳以上の高齢者が全体の51.5%を占め、疾病別では、気管支ぜん息が77.1%、慢性気管支炎が22.9%となっている。

また、障害等級別では、3級が全体の87.3%を占め、1級の該当者が1名であった。





地域別の被認定者数は次表のとおりで、塩浜地区と中部地区で全体の約3割強を占めている。

地域別の被認定者数

地域区分		被認定者数 (人)	比率(%)
旧指定地域内	塩 浜	100	23.1%
	内 磯津	61	14.1%
	日 永	21	4.8%
	河 原 田	6	1.4%
	内 部	1	0.2%
	常 磐	8	1.8%
	中 部	55	2.7%
	橋 北	13	3.0%
	海 蔵	11	2.5%
	羽 津	13	3.0%
	楠	28	6.5%
小 計	256	59.1%	
その他地域	市 内	102	23.6%
	県 内	55	12.7%
	県 外	20	4.6%
	小 計	177	40.9%
合 計		433	100.0%

3. 補償給付の支給状況

公害健康被害の補償等に関する法律により、次の7種類の補償給付を実施している。
また、公害健康被害者のうち四日市公害訴訟の原告及び自主交渉患者に対して、一般被認定者との格差是正を図るため、昭和53年4月1日から特別救済措置を行っている。

項目	給付内容		平成23年度給付総額	
	給付の概要	給付金額(平成23.4.1現在)	公害健康被害の補償等に関する法律に基づくもの	特別救済措置要領に基づくもの
療養の給付及び療養費	指定疾病にかかる医療費	全 額	(円) 171,677,446	(円) -
療養手当	入院に要する諸雑費、通院に要する交通費等に充てるため、1ヵ月間の入通院状況に応じて支給	入院15日以上 35,700円 " 8日~14日 33,700円 " 1日~7日 24,800円 通院15日以上 24,800円 " 4日~14日 22,800円	77,336,900	-
障害補償費	指定疾病により、一定の障害の程度にある15歳以上の者に対し、その障害の程度、年齢、性別に応じて支給 基礎月額:年齢階層別平均	(基礎月額) 20歳以上の場合 男 184,200~353,900円 女 162,800~211,600円 特級:基礎月額+介護加算(46,500円) 1級:基礎月額 2級: " の50% 3級: " の30%	321,142,190	31,812,990
児童補償手当	指定疾病により、一定の障害の程度にある15歳未満の者に対し、その障害の程度に応じて支給		-	-
遺族補償費	指定疾病に起因して死亡した場合、その者によって生計を維持していた一定の遺族に対して死亡した者の年齢、性別、支給率に応じ、10年間を限度として支給 基礎月額:年齢階層別平均賃金の70%	(基礎月額) 20歳以上、100%支給の場合 男:161,200~309,700円 女:142,400~185,200円 支給率:100%,75%,50%,0%	31,772,450	1,789,800
遺族補償一時金	遺族補償費を受けることができる者がいない場合、一定範囲の遺族に一時金として支給	遺族補償費の36ヵ月分	39,495,600	0
葬 祭 料	指定疾病に起因して死亡した場合、その者の葬儀を行った者に支給率に応じて支給	100%支給の場合:651,000円	6,728,000	488,250
合 計			648,152,586	34,091,040

4. 公害保健福祉事業等

指定疾病により損なわれた被認定者の健康の回復、保持及び増進を図ることを目的として、平成23年度に次の事業を実施した。

事業名	実施期間等	実施場所	参加人員	事業の内容
日帰りリハビリ	6/29	鈴鹿青少年センター	12人	空気の清浄な地域で音楽療法等の実技指導を行った。
	7/29	湯の山「希望荘」	11人	
	11/ 2	鈴鹿青少年センター	10人	
	2/29	椿会館	11人	
転地療養	9/27 ~ 9/30 (3泊4日)	湯の山「希望荘」	7人	空気の清浄な地域で宿泊しながら療養し、医師の検診や音楽療法等の実技指導等を行った。
健康回復	通年 1人48回	ヘルスプラザ	申込者 6人	対象者の、自己による健康管理と基礎体力増進を目的とした健康増進センターのプール使用料の助成を行った。 延べ66人
インフルエンザ 予防接種費用助成		各医療機関	205人	対象者が、予防接種を受けた時の自己負担分の助成を行った。
家庭療養指導	通年	年間延68日	350人	市内在住の在宅療養者352人のうち350人に対し保健師が訪問等により療養指導を行った。
健康診査	毎月1回	四日市市保健所	68人	アレルギー素因児に対し、医師による診察及び保健師・栄養士による日常生活の指導を行った。
予防講演会	10/22 (成人)	総合会館 視聴覚室	100人	ぜん息患者、ぜん息児を持つ家族を中心に、地域住民に対して、発症の予防、健康回復等に係る講演会を開催した。
	1/14 (小児)		86人	

第2節 健康被害の予防

1. 健康被害予防事業

大気汚染の状況は、昭和40年代までの著しい汚染とは異なり、気管支ぜん息など慢性閉塞性呼吸器疾患の主たる原因とはいえなくなってきたとして制度の改正が行われた結果、昭和63年3月に全国の第一種地域（大気汚染公害による健康被害補償地域）の指定がすべて解除された。これと同時に、大気汚染の影響による健康被害の予防と地域住民の健康を保持するため、健康被害予防事業が旧第一種地域を中心に実施されることになった。

2. 事業の内容

健康被害予防事業は、住民の健康の保持・回復を図るための環境保健事業と、大気環境そのものを改善し健康被害を予防する環境改善事業から成っている。具体的には、独立行政法人「環境再生保全機構」が行う調査・研究・知識普及などと、地方公共団体が機構の助成を受けて実施する計画作成、健康診査・健康相談・機能訓練・施設整備などの事業がある。

本市においては、健康被害予防事業として、1歳6か月児及び3歳児健診の受診者からアレルギーの素因がある幼児を対象にアレルギー健診を行っている。また、地域住民を対象として、ぜん息の予防に関する講演会を実施している。

第3節 費用負担

公害健康被害者に対する補償給付や、健康被害予防事業における費用負担の仕組みは、以下のとおりである。

1. 公害健康被害者の補償費用

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付に要する費用は、原因者である工場などから徴収される汚染負荷量賦課金と、自動車重量税収入の一部によって賄われている。

なお、昭和63年度以降の賦課金の額は、指定地域解除前の算定基礎期間（昭和57年から昭和61年までの5年間）硫黄酸化物（SO_x）の排出量（過去分）を基本に、各前年の排出量（現在分）を勘案し、算定される。

納付対象者

旧指定地域	最大排出ガス量	5,000Nm ³ /時以上の事業者
その他地域	"	10,000Nm ³ /時以上の事業者

算定基準

賦課金額 = 過去分賦課金 + 現在分賦課金

過去分賦課金 = 算定基礎期間のSO_xの累積換算量 × 過去分賦課料率

現在分賦課金 = 前年のSO_xの排出量 × 現在分賦課料率

平成23年度汚染負荷量賦課金の賦課料率

ブロック名	平成22年度			平成23年度					
	過去分 賦課料率	現在分賦課料率		過去分 賦課料率	現在分賦課料率				
		賦課料率	料率 区分格差		賦課料率	料率 区分格差			
旧指定地域	65円45銭	A	1.70	2,207円94銭	62円41銭	A	1.70	2,052円34銭	
		B	1.15	1,493円61銭		B	1.15	1,388円35銭	
		C	1.05	1,363円73銭		C	1.05	1,267円62銭	
		D	1.00	1,298円79銭		D	1.00	1,207円26銭	
		E	0.75	974円09銭		E	0.75	905円45銭	
		その他地域				144円31銭			134円14銭

費用負担のしくみ

汚染原因者からの費用の徴収と、四日市市など事業を実施する地方公共団体に対する寄付金の納付は、独立行政法人「環境再生保全機構」が行っている。

区 分	負 担 割 合
補 償 給 付 費	汚染原因者・・・・・・・・全額 汚染負荷量賦課金・・・・・・・・80% 自動車重量税引当・・・・・・・・20%
公 害 保 健 福 祉 事 業 費	国・・・・・・・・4分の1 市・・・・・・・・4分の1 汚染原因者・・・・・・・・2分の1 汚染負荷量賦課金・・・・・・・・80% 自動車重量税引当・・・・・・・・20%
給 付 事 務 費	国・・・・・・・・2分の1 市・・・・・・・・2分の1

2 . 健康被害予防事業の実施費用

健康被害予防事業は、現在の大気汚染が人の健康に何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できないという状況を踏まえて、大気汚染の影響による健康被害を予防するために行われるものであり、大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者などからの拠出金によって基金が設けられ、その運用益で実施されている。なお、国からも基金に関する財政上の措置（出資）が講じられている。

